

問合せ 出合い・結婚支援室 (☎ 39 - 5572)

結婚新生活支援補助金

結婚に伴う住居費用 (家賃含む)、リフォーム費用、引越費用を補助します。

対象

要件をすべて満たす世帯
(主な要件)

- ・ R5/3/1 ~ R6/3/31 に婚姻届を提出し受理された夫婦
- ・ 夫婦ともに婚姻届を提出した日における年齢が 39 歳以下
- ・ 令和 4 年における夫婦の所得合算額が 500 万円未満
- ・ 補助の対象となる住宅が市内にあり、夫婦ともに住宅の所在地に住民登録をしている など

補助額

※予算に限りがあります。

夫婦ともに 29 歳以下の世帯
⇒ 1 世帯あたり最大 **60万円**

上記以外の世帯
⇒ 1 世帯あたり最大 **30万円**



申込み

7/3 (月)~出合い・結婚支援室へ
事前相談の上、申込み



ホームページ▶

結婚支援に関するアンケートにご協力ください



本市が少子化対策の一つとして行う結婚支援事業の検討にあたり、「結婚」に対する意識や「行政が行う結婚支援策」についてのアンケートを実施します。

アンケートの回答にご協力をお願いします。

対象

市内在住・在勤・在学の方

アンケート実施期間

6/26 (月)~ 7/16 (日)

回答方法

アンケートフォーム



小牧市障がい者基幹相談支援センターを開設します

障がいのある人もない人も、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、障がい者 (児) が地域で安心して暮らすことができるように、7/1 (土) から社会福祉協議会内に「小牧市障がい者基幹相談支援センター」を開設します。

問合せ 障がい福祉課 (☎ 76 - 1127)
障がい者基幹相談支援センター
(☎ 65 - 7050)

障がい者基幹相談支援センターとは? (主な役割)

●地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者の人材育成や相談支援事業所への支援などを通じて、地域の相談支援体制の強化を図ります。

●障害者虐待防止センター

障がい者虐待に関する相談や通報を受理し、対応します。また、虐待防止や権利擁護に関する啓発を行います。

●専門相談

医療的ケア児を支援する医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど、専門的な相談に対応します。

これらの役割を担い、さまざまな関係機関とのネットワークを強化することで、相談支援を充実させていきます。



◀障がい者基幹相談支援センターについて

相談支援事業所の連絡先などについて▶



障がいのある方やそのご家族、支援者が相談するには…

まずは…

これまで通り、市内に6カ所ある相談支援事業所にご相談ください。

- ・ ふれあい総合相談支援センター
- ・ 相談支援事業ハートランド小牧の杜
- ・ サンフレンド障害者生活支援センター
- ・ 地域活動支援センター本庄プラザ
- ・ サンビレッジ障害者支援センター
- ・ 相談支援事業所アザレアフォルテ

必要に応じて、障がい者基幹相談支援センターと連携していきます。